
◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第14、請願第1号 町道星山線崩落事故（当事者 土屋和美氏）の早期解決方法についての請願についての件を議題といたします。

なお、本件につきましては、議会からの要請により参考人として町長、副町長、総務課長、産業建設課長の4名に同席をいただきました。あらかじめご報告をいたします。

傍聴席の傍聴者をお願いをいたします。静粛によろしくお願ひしたいと思います。

はじめに、請願第1号 町道星山線崩落事故（当事者 土屋和美氏）の早期解決方法についての請願につきまして、会議規則第90条第2項の規定により、委員会への附託を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 町道星山線崩落事故（当事者 土屋和美氏）の早期解決方法についての請願につきましては、委員会への附託を省略することに決しました。

直ちに本会議により請願の内容を審議いたします。

請願の朗読は省略して、紹介議員から趣旨説明を求めます。

（8番 斉藤 重君 趣旨説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

紹介議員の斉藤さんに対する質疑あるいは当局も入ってきております。当局の方でもし希望があれば、そのときに発言を許します。

では、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） この分担金の請願が出ましたけれども、それに対して5パーセントが妥当であるという話がありました。私たち議員は、これまで当局側の15パーセントであるという話、また、いろいろ弁護士の見解も踏まえて聞いているんですけども、今日聞きにきてくださっている方たちが多くいらっしゃいますので、その辺のいきさつを課長の方から説明と15パーセントの・・・、なぜ15パーセントになったかということと、それから顧問弁護士である弁護士の意見書等も話ながら、説明していただきたいと思ひます。

○議長（稲葉昭宏君） 総務課長、どうですか。どちらでも結構ですよ。建設課長でもいいし。

○総務課長（山本秀樹君） 今までの経過ということですが、分担金条例の関係につきましては、今回それは請願書の方では、明文化されていないうんぬんの記述もありましたけれども、昭和30年に制定された工事分担金条例というのがありまして、その第3条で分担金を徴収する分担金の額として、工事名、それから町費負担額及び関係あるものの範囲は議会の議決を経てこれを定めるというのが原則論としてあったわけです。

そういうなかで、今回の場合につきましては、今までの寄附金の比率等の関係であれば、そのなかに当てはまらないということで、この3条の議会の同意を得て定めるというようなところを準用したと聞いております。そうしたなかで、いろんな割合等を議論されたなかで、話し合いの進まないなか、調停をするにあたりまして、どの割合が妥当かというような話し合いのなかで、15パーセントというのが議会の方で議決をされてきたというような状況です。

○7番（関 唯彦君） 説明が足りないんですけれど、産業建設課長の方がいいんじゃないかな。顧問弁護士の意見書についても付け加えてください。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 意見書というか、弁護士の方の意見という形ですが、その前段の調停にかかる前から交渉経過・・・、交渉が難航しているという状況のなかで、弁護士にも意見を求めてきたわけでございますけれども、いずれにしても、そのなかでも、弁護士の方でも、これについては、基本的にはフィフティ・フィフティの負担率で、町が施工する場合にはもちろん責任を持ってやらなければいけないという仕事を前提とするうえで、フィフティ・フィフティが前提でいだろうという記録が残っております。そのうえで、やはり経済力等うんぬんの話を含めて、町当局のなかで妥当な負担率の設定をすべきじゃないだろうかという意見というか、レクチャーをいただいていたという経過がございます。

私も今年になって替わったばかりで、その間の詳しい経過はよくわかりませんが、いずれにしても弁護士の意見を参考にしながら、町当局の内部協議、それから当然議会も全協等の経緯を含めて最終的に15パーセントが妥当であろうという形になったと思っております。

○9番（一瀬寿一君） 議長、これは固有名詞を使ってもいいですか。

○議長（稲葉昭宏君） 結構です。これはやはりはっきりとね。大変この2年とにかく解決できないままきているわけですから、その経過というものははっきりした方がいいと思います。

ですから、身分の公人である方の名前というのは使って結構じゃないかと思えます。ただ、議場内で、どうせ議事録に載りますから、本会議は公開ですから。

○9番（一瀬寿一君） わかりました。これは大事なことです、議長の了解を取って。

○議長（稲葉昭宏君） また、議長の方から一言申し上げますけれども、そこらの判断は、私はいまそういう答弁をしましたがけれども、一瀬君の方もそこらのことは配慮しながら、結局、言うこと自体がある程度正当性があると判断したら、どうぞ個人名を使って。

○9番（一瀬寿一君） 一応これは確認をしておきますが、参考人に当局、執行者が来ておりますね。当局の方に私は回答を求めるときは求めますけれども、一応発言を、私がしてくださいというとき以外は差し控えてもらいたい。

それと、斉藤議員の方も私から申し出たらお願いしたい。

本当にこの2年半・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 一瀬君、発言は、やっぱり私たちは、参考人として来られているわけですから、こちら側の席で発言の要請があれば、発言を議長がさせます。あなたの方が結局、発言に対してのうんぬんという形は取らないでいただきたい。議会運営は議長の権限ですから、そこらは了承してください。

○9番（一瀬寿一君） 大変2年半もかかって、問題が解決できなかった。私も非常に残念に思っております、一町民としてですね。それで、この請願が出てきたわけですがけれども、当初、これははっきり申し上げますけれども、要するに町長が元議長と話し合いをして、これは、私は8月の時点でもちょっと申し上げたけれど、一番ここが大事なことはないかと思うわけですよ。この大事なところをやっぱり話しておかないと問題は解決しない、前に進まないわけですよ。ということは、要するに町長の方ではっきりと、私はそのとき議長からも聞いておりますが、当初、岩地の土屋家へ行くときに、急傾斜地の5パーセントでいだろうと、さんざ全協では15パーセント、20パーセントありましたけれども、最終的に町長の判断を受けていかなければ、元議長だって私は絶対にそういう数字は言わないと思うわけですよ。というのは副町長にも相談をしたということで、こここのところが一番私は大事なところで、調停に入る前に、もうすでにそれが、話が出されていたと、これは本人はいくら皆さんが言ったって、15パーセントで了解するわけがないと私は思っています。

これは法律的にいても、トップの人間が、町の代表の方がそういう意見を言ったならば言ったということで、私は謝罪して、私は、早く解決ができていたと思っているわけです。それが5パーセントは言っていないとか、15パーセントでなければだめだとか、こういうことじゃ解決にならない。

ですから、私がここではっきり申し上げるのは、5パーセントという町長の命を受けて、そして土屋家に行って、土屋家はそれを了解したと、そして、工法でテラセル工法がだめだから、どうも話がうまく進んでいかない。ある程度その5パーセントを了解しているんですよ、土屋家は。

別に私が土屋家に援軍しているわけではございませんよ。ただし、はっきりしたことをこの議場で言わない限りは、これは解決にならない。それで私は言うわけですがけれども、そして、亡くなった兄貴さんの土屋武博さん、これも亡くなったから固有名詞を私も言いますけれども、私のところにも来て5パーセントとはっきり言っているんですよ。

そして、ほかにもというなら、ここにテープがあって、区長さんも、そして話し合いで何回もやっていると思うんですよ。だから、そういったなかで5パーセントですねということもちゃんとテープに記録もされている。それでもまだ15パーセントと5パーセントで意見が割れてずっと平行線でここへきているわけですよ。ですから、これは町民の生命、財産を守るという町長のやはり決意が必要だと私は思うんですよ。

だから、そこで、そういうことを言ったかもしれないと言うなら言うで、はっきりとこれで断言してもらわないと、これは解決できないと思いますよ。

それを・・・、じゃあ、議長。

○8番（斉藤 重君） いま一瀬議員からの質問というより、その経緯については、私が実際にそれに携わったという意味合いから記憶は全てありますので、今まで議会等いろいろ全協とか、いろんな中で、クエッションマークのあれじゃないか的な、いろいろ疑問のあれもありましたけれども、あえてぼくからおれがやったとかというようなことを言う必要のない場でしたので、だまっておりましたけれども、今回はっきりその5パーセントに関わる件については、私が一番わかっておりますので、ちょっと説明させていただきます。

実は、長いあいだというより、あの事故から相当当局の方も担当課またはその係長ともども何回も何回もというより、折衝にあたって土屋家にも行ったり、その経緯はありましたけれども、いい結果が出ないということで長く長くなるということを非常に苦慮したなかで、町長が自分のところへ来まして、「おやじさん、なんとかなりませんか」ということからの始まりです。

これは、私も同じく地元であるし、これがどこの地区であろうと同じですがけれども、ああいふ状況を放置できないということについては、私もいろいろ区の方に携わって、町道関係のこ

とについては、ある程度知識がありますので、これはやっぱりいろいろなところでちゃんとしなければいけないという考えから町長の「なんとかならないか」と、そういうことから始まったことです。それで、「そうか」ということで、「じゃあ、努力してみよう。やってみよう」ということで、その時点では、いま言っておきますけれども、5パーセントとか何とかという話は一切ございませんでした。

それは、張本人の土屋和美君とは同じ土地ですからあれですが、その兄貴の土屋武博君とは「おい、はい」の仲ですので一番具体的な話ができるということで、率直な話が……。ぼくは玄関へ行って暑い日でしたから、半そで半ズボンで行ったような状況ですから日にちは定かではありませんけれども、ここに奥さんもいますけれども何回となく訪ねて、いろいろ検討というより、話し合いをするなかで、結局、「おまえっちは何を求める、どこなら妥協できるか」という具体的な話になりまして、結局、兄貴である武博君から、「長福さん、150万円くらい……。やっぱり舎弟も年金生活で苦しいし、いろいろ状況があるから150万円以上ではとてもできないから、150万円以下、そこくらいまで」ということで、ただ、彼もそれなりの勉強というより、耳にもしていますので、急傾斜地域の急傾斜工事の5パーセントも頭にももちろん入っておりまして、急傾斜並みの5パーセントくらいにというのは、そこから出た言葉です、武博君から。

それで、ぼくは概算……。工事費のあれをわかっておりましたので、それだということ、5パーセントということ130何万くらいかなという当時の工事費の問題からでて、そこから、「そうか、おれはだけど、責任者じゃないから、それじゃあ、町長にちょっと伺いをたてるから、ちょっと時間をくれよ」ということで、電話したのはその日だったかな。どこかよそへ行ってたかな。僕は町長に……。

○議長（稲葉昭宏君） 申し上げます。斉藤君、なるだけ簡潔に、要所要所を。

○8番（斉藤 重君） みんなポイントだから、どうしてもってことになるけれども、そういう実態があるもんだから、ちょっとそれは許してください。

そういうなかで、町長にすぐ電話をして、「町長、こういう状況だよ。こういうふうになっているけれども、数字的にいうとパーセントで5パーセントくらいだけれども、なんとかできるか」ということで、町長に電話したら、「副町長もいないし、ちょっと相談してから」ということで、1日くらいあったかね。そうしたら、一応の話をしたなかで、次の日だったかね。「おやじさんにはそれでやってくださいよ。こっちも努力しますから」ということを受けて、

私は次の日かな。2日後です。武博君の自宅、玄関へ伺って、はっきりとそれを・・・、「町長もそれならば、努力すると言っているから、じゃあ、舎弟のところに行って、それを納得するような形で理解を得てこいよ」と言って、「すぐ行くよ」ということで行って、次の日だったかね。今から行くと言ったから、夕方だったかもしれませんが、行って2日くらいあと、なにも来ないもんだから、ぼくの方から確か行ったような気がします。

○議長（稲葉昭宏君） 齊藤君、いまやっている問題は、5パーセントという話で、一瀬君の方からその真意について話をしているわけですから、その件について、簡潔に申し上げてください。

○8番（齊藤 重君） わかりました。

そういうことで、そのときに5パーセントでいったら、結果的には「長福さん、申し訳なかったけれども、いろいろ骨を折ってもらったけれども、舎弟が言うことを聞かないよ」ということでした。それは工法のこともあるようでしたが、私はそれをひっくるめて「ああ、そうか、それじゃあ、この話は遠のくよ」と、「この数字的なことも個人的なことだから、これは、ないことだぞ」ということで、玄関で話をしたことも事実です。そういう経緯でございます。

○議長（稲葉昭宏君） 町長・・・。

（藤井議員「あまり対峙する・・・、裁判所じゃないんですから」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） そうじゃないです。これは、いま、一瀬さんの方からあれしたんですから、これは紹介者がその真意について説明をする。当然我われ、この審議は採択するか、採択しないか、あるいは趣旨採択かということの選択肢ですから、これは。

そして参考人として、これは大事なことですから、町長にも来てもらって、そして、こちらの希望で来てもらっていますから、町長の発言は希望があれば、これは議長としては、発言を許すということになります。進行については議長がやりますから。

○町長（齋藤文彦君） これは、土屋さんの住宅背後地の法面が崩壊したわけで、普通だったら自分でやってもらうわけですけども、ただ、上に町道が走っていたということで、松崎町で初めての例でございます。

それで町道の保全、そして、いろいろ家族のことも考え、二次災害を防ぐために放置できないということで、松崎町が工事をやらなければならないということで、松崎町が工事をやる場合、受益者に相応の負担を求めることが条例で定められています。

そこで、内部で話をしまして、分担金条例のなかにありますけれども、最高50パーセントを超えない範囲とありますけれども、いろいろなかで検討しました。それで、やっぱり補助金の事業とか、土地の寄付をいただくとか、そして、災害的要素を勘案して、町では15パーセントということで、土屋さんに話をしております。

それで、この工事方法とその負担金の15パーセントでもめてといいますか、全然にっちもさっちも動きませんので、私も当時議長をやっていた斉藤重さんに「これはやっぱり打開策をちょっと模索してくれないか」というようなことを頼みました。そして、議長がいろいろ動いてくれて、さきほど言いましたように、150万円くらいだったら、それなりのことができるというような話を聞きましたので、どうかとききましたので、当時、副町長が西伊豆病院に入院してましたので、副町長のところへ行って、「こういうのが出たけれど、どうだ」と言ったわけですが、副町長は「そういうことはしない方がいいよ」といさめられたわけですが、私は、これがもし通るんだしたら、議会に頭を下げるから、斉藤議員にこれでちょっと進めてくれないかをお願いしたわけです。そのあいだに、ぼくらは、もし通れば議会の方へ・・・、議会の議決を得るわけですが、自分が決めても議会が議決しなければ、どうにもなりませんので、それでお願いしたところです。

それが、さきほど斉藤重さんが言ったみたいに、私は「もうだめになったから、これは終わりだぞ」と言われたところでございます。それからの調停の15パーセントへいくわけでございます。

○議長（稲葉昭宏君） 議長の方からちょっと申し上げます。

この、いま、5パーセントという形で論議していますけれど、これは、この請願の事項が、5パーセントが妥当であるという事項なんですから、この5パーセントに係るいろいろの議論というのは大事かと思えます。

この信ぴょう性があれば、この5パーセントというものの妥当性というものを議会がどう判断するか、大きなポイントだと思いますから。

○1番（藤井 要君） いま、議長が言いましたように、いま、話を聞いていますと、この工事分担割合の5パーセントが妥当であるとする理由、こうすると全く当てはまらなくなる、これは、なっちゃいますよね。

1の『町は、町道星山線に対し、日常的な「善良なる管理注意義務」を怠っていた』とする、これは5パーセントが妥当である理由である。2. 「当初町当局と一部議員が相談した結

果、分担金割合は5パーセントでよいだろうと土屋氏に伝えた経緯があった。土屋氏はその言葉を固く信じていた」3. これはさきほど出ましたけれども、分担金条例、この分担金条例は、9月の28日ですかね。これは当局が、意見が出まして、協議会ですか、これはかかったんですけれども、これはいろいろ議論された結果、当局が取り下げていますね。

このなかで、やっぱり急傾斜地の話が出ました。でも、これはいろいろの議論の結果、取りやめになっているんですよ。ですから、ここの3のところも、これは当てはまらないということになるわけですよ。

そして、今まで、5パーセント、150万円くらいから5パーセントということになったと思いますけれども、工事の2600万円くらいのやつが。そして、町長は議会に対しても5パーセントくらいならということになりましたけれど、そういう話をしていたときに、町長は、いま、聞いていますと、5パーセントでやってくれじゃなくて、そのようなことで進んでくれということでお話をして、町長が「うん」と言ったとは考えられないわけですが、全面的に町長のそれを受けて、町長が5パーセントでやれということを誤認したというか、そういうような考えでいいんですかね。

○8番（斉藤 重君） その経緯は、いま、言葉のいろいろあやはあるかもしれませんが、実態としては、「これだけで、150万円くらい、パーセントにすると5パーセントだけでも、これならば受けると、説得するという返事、回答があったが、どうだろう」ということをいなかで、「それなら、それでやってください」と、「じゃあ、5パーセントとして進めるぞ」と言ったことは事実です。それはね。

ですから、それが、結局、いろいろの今の状況の5パーセントの根源になっているというのは事実です。ですから、兄貴はまた・・・、それは兄弟のなかの話ですが、私は聞いていないけれども、遺言的な形に・・・、不幸にして亡くなったけれども、そのときに5パーセントは維持するように頑張れよということは言って去ったということですがね。

ですから、それを基本的に、土台にものを考えているということは事実でしょう。私は、それは理解します。でもそれは、あそこで切れたとか、違ったじゃというようなことは、私は強調してやり取りのなかではあまりいっていませんけれど、だから、そこで、これでもって、一応話はあれで、おれは遠ざかると、一旦これは静観するよと、その直後に町長が言ったように、調停になったんですよ。そのことについて一切私は触れていませんでした。彼だって全然離れておりませんでしたからね。

○1番(藤井 要君) さきほど町長が、「通ればこれで通してくれ」ということは、さきほど5パーセントから出ていますので、じゃあ、5パーセントと話が出ましたけれども、これは、斉藤重議員が出したチラシというのになりますと、ちょっと読ませてもらうけれども、「弟も負担金のほかにも家の補修費もかかるので、なんとか150万円くらいの負担にできないか」これはさきほどと同じように出ています。「それくらいなら弟を納得させるからと懇願された」と、「すぐ町長に、負担金を下げることにはできないかと具体的に聞いたところ、町長は、今はなんとも言えないが、ちゃんとした交渉の場ができれば、お互いの妥協点を見い出せるのではないかとの回答でした」ということは、この時点では、町長は、「今はなんとも言えないが、ちゃんとした交渉の場ができればお互いの接点・・・」これは、ですから、町長が5パーセントという追認というか、やっていませんね。この文章をみるとね。

それから5パーセント、この文章が出たのが、これが11月・・・、交渉の結果が11月頃なんですよ、これ。9月には5パーセントという話が出ているんですよね。議会というか、私たちの話のなかで。これは5パーセントといったのは、いつ頃の話なんですか。

○8番(斉藤 重君) いまちょっと日時関係はわからないけれど、何回も折衝のなかで・・・、暑い時期だったから、副町長が入院したというのが8月だというから、7月頃の話だと思う。

(町長「8月の末頃だったと思います」と呼ぶ)

○8番(斉藤 重君) 夏の暑い時期だったから。その時点で、それならばということで私も一応文面を書いたりしたけれども、議長として、そういうことで話がまとまった時点で、そういう法的なことはいろいろ内部でやっぱりこれはやっちゃいけないことをやったという形ならば、自分は議長をよすよという・・・、仲間にも話したことがあるけれど、そういう覚悟でこれを解決するという考えで進めました。それは事実です。

○1番(藤井 要君) いま、8月頃とか、7月頃ですか、入院していたということで、それを調べればまたわかるわけでしょうけれども、そのときに5パーセントの話が出たということですよ、そういうことですよ。

ここに、工事分担金割合が5パーセントが妥当であるとする理由ということで、さきほどいった7月か8月頃でしょうけれども、これは、事故が起こったのは4月ですよ。そうですね。4月の20何日ですよ。23日か28日ですよ。

2のところに「町当局と一部議員が相談した結果、分担金割合は5パーセントでよいである

うと土屋氏に伝えた経緯があった」と、そうすると、この町道星山線は、善良なる管理注意義務とか、こんなのは関係ないことですよね。ただ5パーセントで、これがあとから付いてきた。実際に先に署名された方は、この14項目のなかを見て署名されたことだろうと思いますけれども、これは取り下げていますから詳しくは言いませんけれども、その3つしか言いませんけれども。そうすると時間的にもなんかいろいろずれがあって、どれが本当かということもちょっとわからなくなるようなことが私たちにもあるんですけれども、あれですか。このやつを出したときに、さきほど斉藤議員は要望書というか、このいろいろな経過に対して、私は一切関知していないというようなことを言いましたけれども、ここにありますけれども、12月3日に要望書を出しているんですよね。要望書を出しているときには、ちゃんとして全協でもやっているわけですね。全員協議会とか。そういうなかで、そのときは議長でしたかね、12月のときはね、議長ですね。

ここに、要望書を出しているときに、これは12月3日に倉科さんのところ、弁護士のところなんですけれども、今回の町道の損傷とその斜面の現状は、土屋和美殿が施工した切土とモルタル吹付の部分にほぼ対応した部分で発生している。これは抜粋になりますけれども、4月23日の豪雨により量を増した雨水、湧水がモルタル吹付の背後に浸透していき、行き場を失うなどの原因から、その圧力によりモルタル吹付斜面が変状し、それに伴い町道法面が崩落したものであること、少なくともそれが主要な原因であることが明らかであると、それから、これは、町道管理者の申立人、その結果、本年5月、土屋和美殿は地元代表者とともに町道星山線の復旧工事を要望するとともに・・・、これは5月ですね。その調査測量、工事のための自宅敷地内立ち入りに同意する。修復工事の範囲内に土屋和美殿の所有地が含まれることから、工事に必要な土地は無償提供する。法令に従い、応分の受益者分担金を負担するというを言っている。

それで、道路法に基づく受益者負担金として、申立人が控えめに提示したところ、これは15パーセントが高すぎるなどの難色を示して、上記要望書に沿った協力をすることを拒絶したとなっているんですよ。これは、やっぱり申請者というか、紹介者は、こういうのをやってみてもらっているんですよね。そこを確認したいですけれども。

○8番（斉藤 重君） この紹介者になる時点で、そういうのを確認したかということですか。
（一瀬議員「方向をずらさないで、ちゃんと元のところへ・・・」と呼ぶ）

○8番（斉藤 重君） いろいろの経緯は、ぼくも議員だから知っているわけです、ずっと。た

だ言っておくけれども、この今回の問題については、これだけ長期にかかっていることであり、みっともないからね、私の個人的な主観だよ。みっともないから、ああのこの言わないで、とにかくこれで妥協したなかで、事を進めたらどうかというのが、ぼくの考えなんですよ。

それで一番最初ぼくが言った、この請願の趣旨には賛同したというのは、そこが一番あるわけ。それで調停にいくときに15パーセントというのがあったけれども、そのときにはいろいろぼくも話は聞いて話したこともあるけれども、相手は5パーセントでくると、これはちゃんとしているわけで、相手はそんなかいつていうのも、いろいろの流れのなかで、した、しないじゃなくて、それで調停としては、こっちはある程度10とかなんかじゃうまくないからとか、いろいろ声があったんですよ。ぼくは知っているけれど。

それでも、町としては15で、まず対応していった方がよくはないかと、それで、妥協点が出て、7、8とかということになればベターだなという声も事実あったし、私はそういう意味から15については反対するあれはないし、調停のためだからということで、お互いの努力でどれくらいいくかということで、賛成にしましたよ。

○議長（稲葉昭宏君） 齊藤君、そこまでにしてください。

○5番（高柳孝博君） さきほどこの割合を決めるのについて、前の条例ですね、古い条例、昭和30年9月、町からそういう条例でやるといわれてきたんですね。ここの第3条ということでやりましたので、3条をちょっと読んでみますけれど、工事分担金条例第3条、「分担金を徴収する分担金の額、工事名、町費負担額及び関係あるものの範囲は、議会の議決を経てこれを定める」です。

今のお話でいきますと、交渉の段階でどんかいても構わないと思うんですが、土屋さんは・・・、私も早くやりたいですよ。早くやりたいんですけど、この5パーセントでよいだろうと固く信じているわけですね。そのときに、当然これは町長が言ったからといって決まるものではない。あるいは議員が言ったからといって決まるものでもないと思われるわけです。やはりそのところで説明されるときには、これで、交渉の過程でいろいろ条件をやると思うんですが、最後は議会の議決が必要だということを説明してあげないと、そこはおかしいのではないかと思うわけです。そのあたりの考えはいかがですか。そういう説明があったんでしょうか。

○8番（齊藤 重君） 当然議会的なことについては、私も議長をやっていますから、その最終

段階では議会の議決が最後だよと、それで結果が出るよということは十分話しておりました。

いろいろその過程のなかで、ぱっと動かなかったものだから、さきほどの町長からの声もあつたりして、それで調停になつたりして、それからまたずっと今に来ているわけでしょう。そこで、もうこの請願者がこれだけ「もう、いい加減ね・・・」というような・・・、住民が心配してくれて、この請願となつたと思いますよ。そういうことですよ。

○5番（高柳孝博君） 早くやりたいことは、私も一緒です。たぶん町の皆さんももちろん行政の方も早くやりたいと思っています。

しかし、これをやっぱり決めるにあたっては、議会のなかでもやはり諮られた、町のなかでも諮られて、いろんなところでもんだ結果、15パーセントが出ているわけですね。そうすると、その15パーセントをさらに5パーセントで、いま妥当とするという理由できているわけですから、それを覆すだけの理由が欲しいわけです。私は、そういう納得の理由ができれば、もろ手を挙げて賛成しますよ。

しかし、この理由が、ただ期間が長いからとか、そういう理由ではないと思うんですね。例えば、町にこういう瑕疵があるから、今までこういうことで争っていたけれど、こういう瑕疵があるから、ぜひこれは率を変えてくれとか、そういうふうな理由が何かあつてしかるべきではないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（稲葉昭宏君） それは斉藤さんですか。

（高柳議員「説明者はそこら辺の考えがあるのかどうか」と呼ぶ）

○8番（斉藤 重君） 難しいというより、判断がいろいろあるわけですがけれども、私としては、この問題を早く解決したいということについては、そこからあるわけです。そのパーセント的にどうだこうだという検討課題のなかにおいては、今まで長い時間がかかっているから、いま、高柳君が言う、早いから、遅いからの的なものにひっかかると、筋を通すにはやっぱり条例に基づくとか、いろいろ経緯が必要であるという形はわかります。いろいろのことを踏まえたなかで、ここまできたから私としては、人間的にも、もういい加減でよくはないかと、そういう判断ですよ。

（関議員「議長、動議」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） ちょっと待ってください。

○9番（一瀬寿一君） 一番問題になることは、とにかくこの5パーセントということをおっしゃったのか、言わないのか。これが、我われが当の本人からも5パーセントできているんだよと断言

しているんですね。それは、調停にいても5パーセントと言っている以上は、15パーセントで相手が納得するわけがないんです。このところですよ、問題点は。

だから、なんだかんだ言ったって、この5パーセントというところをはっきりしないと、私は、だから町長にもはっきり私は言いましたよと、それで、謝罪しますよと。そう言えば、これはすべてですよ、と私は思うんだけど。だから、そのところで相手が固持しているんですよ。だから、このところは・・・、だから、15パーセントと我われは賛成しましたけれども、しかし、その前に5パーセントが生きているんですよ、これは。死んでいない、この5パーセントが。だから、その辺は、私はしかとそのところを言わないと妥協線が出ない。

○8番(斉藤 重君) 一瀬議員が言う、その5パーセントの根源は、さきほど長くなるからと言われたけれども、ああいう形で5パーセントという数字ははっきり出ていますよ、言いましたよ。

(一瀬議員「それを言わなきゃだめだよ」と呼ぶ)

○8番(斉藤 重君) 言っている。あのときに、兄貴の武博君とは、はっきりとその話をしたと言っているんですよ、言いましたよ。それは「150万円くらい、大変だから、こんかぐらいにしてくらっしゃい」と、そう言うと、「今のあれでいくと5パーセントだなと、わかった。それをおれは回答できないから、町長に聞くよ」と言って、そういう流れ、経緯はさきほど言ったとおりですよ。

それで町長から、こういうわけでといたら、「そうか、5パーセントで、それで進めてくらしゃい。努力するから」ということは、事実あったわけです。そうしなければ会話にならない。

○議長(稲葉昭宏君) 福本君、ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) みんな、ちょっと待って、もう少し、まだ意見がありますから。

○9番(一瀬寿一君) これは、一番大事なところなんです。これが、言ったのか、言わないのかここがやはり裁判になるにしたってなんにしたって、この5パーセントというのは・・・、だから言ったことが事実であるならば、みんながちゃんと・・・、私がみんなそういう今までのことをみんなだまされていたということにすべてなってしまう。けども、議員がいう、町長がいう、お互いにうそを言っているわけじゃないでしょうから、私は信じてそれを言っていますよ。

ですから、その辺のところをはっきりしないとこれは解決できないと、そういうことです。

○7番（関 唯彦君） 動議。私は、動議を提出させていただきます。

今の話を聞いても、言った言わないの話だけで、本当にこの5パーセントが妥当かという話になかなか進んでいかないということは、つくづく思います。

そこで、動議を提出させていただきます。提出者から言われましたように、この趣旨に賛同したということがありました。私もこの趣旨に賛同しますので、趣旨採択を要望します。

その理由としまして、この星山線崩落事故に対して、私たち議員は、24年度に6回ほど協議を重ねております。そのなかには全員協議会や臨時会などが行われて、そのなかでかなりもめました。しかも、平成24年12月の議会で、当局側から15パーセントで、なかなか6か月経って解決しないから、早く解決したいという形で議会に上程されました。

そのときに、調停の、裁判所に15パーセントの調停を申し込むにあたって、議員全員が賛成した経緯もあります。そのなかでいろいろ町の顧問弁護士に相談すると、50パーセントでもいいのではないか、それでも裁判では負けないよというような形の案も出ましたけれども、やはりいろんなことを重ねて最終的には15パーセントになった経過があります。

この請願が出ましたけれども、どうしてもその15パーセントを崩す、5パーセントにしななければならないという確実な明記がない。そのなかで、工事分担金5パーセント、上限100万円という請願は、採択は私としてはできないと思っています。

しかし、しかしですよ。私たち、本当に議会としても早く解決したいという希望はあります。しかも、今は異常気象ですよ。各地で大雨、洪水などが起きています、集中豪雨が。広島のとくも多くの人が亡くなりました。昨日は、東京でも大雨が降りました。そんななかで、いつこの松崎にもそういう事態が起きるかわかりません。そういう意味で、また、しかも、多くの方の署名も集まっておりますので、この趣旨にもあります。本件を早期解決するというのを当局側にしっかりと申し込むことができる趣旨採択、それを要望いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 関議員から趣旨採択の動議がありました。所定の賛同者がありますので、動議は成立いたします。

お諮りします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、趣旨採択を行います。

(鈴木議員「趣旨採択とはどういう意味か」と呼ぶ)

趣旨採択することに、いま動議が・・・、趣旨採択ということでございますから、その趣旨採択は動議が成立したということです。ですから、選択は採択、不採択、趣旨採択ということですね。だから、その3つの・・・、普通は採択、不採択なんですけれども、こういう事情のときに、一部採択という形で、そのなかの趣旨を採択する。

ですから、皆さんのところにいっています、この請願書をみていただければわかりますけれども、いま、関議員がおっしゃったことは、結局、趣旨、理由とありますね。請願の趣旨、理由、そこのところが要するに採択をすると、そして事項がありますけれども、この事項については、これは反対であるということによろしいですか。そういうことによろしいですか。

言ったことをよく・・・、請願をよく見てください。

そこら辺を・・・、関議員、よろしいですか。

○7番(関 唯彦君) 5パーセントに関しては、採択は認めがたいので、ここに書いてあります、趣旨に書いてあります、本件を早期解決するという趣旨、それは提出者も同じことを言っておりましたけれども、それに対して賛成する、趣旨採択を望むということです。

○議長(稲葉昭宏君) そして、いま動議が成立したわけですから、すでに動議は成立しました。そして、趣旨採択・・・。

これより請願第1号 町道星山線崩落事故(当事者 土屋和美氏)の早期解決方法についての請願についての件を採決したいと思いますのですが・・・。

○1番(藤井 要君) 動議。これはさきほど来、関さんも言っておりましたけれども、5パーセントを言った、言わないの関係じゃなくて、直ちに質疑の終結と討論を省略して、速やかに趣旨採択による採決をお願いしたいと思います。

ただいま動議が出ましたけれども、よろしいですか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) よろしいですか。動議をいま皆さんにお諮りしているわけです。ですから、いまもう一度お話ししますけれども、藤井君の要するに趣旨を採択するという採決方法ですね。採決はそれでいいかということです。どうですか。

もう一度お諮りします。よろしいですか、それで。

(斉藤議員「ちょっと説明して」と呼ぶ)

○議長（稲葉昭宏君） 暫時休憩します。

（午後 5時20分）

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時27分）

○議長（稲葉昭宏君） ただいま藤井君の方から趣旨採択の採決の動議が出ました。この動議について、お諮りしたいと思います。

まず、この趣旨採択の採決について賛成の方は挙手願います。

（賛成多数）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成多数でございます。

よって、この動議は認められました。

それでは、これより請願第1号 町道星山線崩落事故（当事者 土屋和美氏）の早期解決方法についての請願についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり趣旨採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成多数）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成多数であります。

よって、本請願は趣旨採択で決しました。

鈴木さん、採択は3つ方法があるわけですね。ところが、趣旨採択が多数ですから、あとの不採択、採択の決をとる必要はないわけです。過半数以上もうでていますから。

ですから、そこは、採択、不採択は省略して、もうそのまま趣旨採択が成立したということなんです。

暫時休憩します。

（午後 5時30分）
